

東京都水道局「週休2日制確保工事」実施要領
(令和7年10月1日版) Q&A
(令和8年4月 一部改定)

1. 対象工事

Q1-1 (4) 工事内容及び施設の実情等により対応が困難な工事とは、具体的にどのような事象が該当するのでしょうか。

A1-1 区画整理事業、道路関連工事、近接工事、施設管理者との工程調整・協議など施工日が対外的な調整により決められている工事が該当します。

2. 週休2日制の定義

Q2-1 年末・年始時及び年度末において工事が抑制された期間は、対象期間から除かれるのでしょうか。

A2-1 年末・年始及び年度末抑制期間を工期に見込んでいる場合は、対象期間となります。

ただし、工事の全てが抑制され、全部一時中止となった場合は、対象期間から除かれます。

Q2-2 夏季休暇期間における休日取得はどう考えればよろしいのでしょうか。

A2-2 夏季休暇期間については、対象期間内日数及び現場閉所日数に含めず、休日取得日を算出してください。

なお、夏季休暇(5日間)の考え方については、平成30年9月28日付30水建技管第233号の通知文を参照してください。

ただし、建築工事は対象外です。

Q2-3 天候(降雨、降雪等)による予定外の休工は、現場閉所の取得実績と考えてよいのでしょうか。

A2-3 当日前日までに届け出された場合、または作業当日における急激な天候悪化等により、やむを得ず工事を休工する場合(※作業開始前までに監督員へ連絡すること)は、現場閉所として認められます。ただし、当日作業を開始した後に、天候(降雨、降雪等)により休工の判断をした場合は、現場閉所の取得実績とはしません。

Q2-4 「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのような作業ですか。

A2-4 次のような場合が考えられます。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・立入禁止柵の設置、飛散対策等の第三者災害の防止作業や安全パトロール
- ・交通誘導警備
- ・シールド工事や立坑築造工事における機器等の維持管理作業

Q2-5 工事後半等にまとめて休日を取得し、週休2日制を確保してもよいでしょうか。

A2-5 月単位の週休2日の実施により、対象期間内全ての月において現場閉所率を28.5%以上とする必要があります。このため、工事後半等にまとめて休日を取得することができなくなります。

Q2-6 「現場着手日」とは、工事着手届を出した日を言うのでしょうか。

A2-6 ここで言う「現場着手日」は、契約方法の違いにより考えが異なります。

(1) 工期が契約確定の日の翌日からの場合

- ・現場事務所の設置、資機材等の搬入、試験掘等の準備工事のいずれかを行った初日。

(2) 工期が着手指定の日からの場合

- ・着手指定日以降に資機材等の搬入、試験掘等のいずれかの作業を行った初日。

※着手指定日以前に現場事務所を設置しても、工期外の作業であり、「現場着手日」とはなりません。

Q2-7 建築工事を分離発注する場合も、週休2日制確保工事の対象となりますか。

A2-7 対象となります。

Q2-8 建築工事を分離発注した場合の現場閉所は、どのように判断しますか。

A2-8 各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態を、現場閉所と判断します。

3. 工期の変更

Q3-1 週休2日制を守った結果、工期末に工事が完了できなくなってしまいました。これを理由に工期延伸は認められますか。

A3-1 週休2日制を確保したことでの工期延伸は認められません。ただし、要領4に示すような受注者の責によらない場合は、受注者と協議の上、適切に工期の変更を行ってください。

Q3-2 工期延伸した場合の週休2日制の考え方はどうなりますか。

A3-2 延伸した工期も含めて、要領4に示す考え方にに基づき実施してください。

Q3-3 実施要領5. (3) 「その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合」とはどのような場合ですか。

A3-3 次のような場合が考えられます。

- ・著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ・資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合など

4. 積算方法

Q4-1 書類作成費について、補正する経費に含まれるため、別途計上しないとのことですが、4週8休未満となり経費補正しない場合は計上できますか。

A4-1 4週8休未満の経費補正しない場合については、書類作成費を計上できません。

Q4-2 市場単価及び土木工事標準単価を計上する場合、どのように計上するのでしょうか。

A4-2

【土木工事の場合】

設計単価表に設定されている市場単価及び土木工事標準単価（下表）は、自動で経費の補正が行われます。設定されていない市場単価及び土木工事標準単価は、見積単価に登録する必要があります。補正無しの単価及び補正係数を見積単価に登録してください。

市場単価	単価コード
鉄筋工	Z410200#####
インターロッキングブロック工	Z410250#####
薄層カラー舗装工	Z410300#####
防護柵設置工	Z410#####
道路付属物工	Z410600#####
道路標識設置工	Z410650#####
道路植栽工	Z410700#####
公園植栽工	Z41075#####

土木工事標準単価	単価コード
構造物取壊し工	Z412100#####
排水構造物工	Z412310#####
区画線設置・撤去	Z412350#####
高視認性区画線設置・撤去	Z41240#####
抵抗板付鋼製杭基礎工	Z412500#####

【設備工事の場合】

設備工事では、市場単価の補正係数は定められていないため、補正は実施しません。ただし、土木工事の市場単価（上記の表）を用いる場合については、土木で設定している経費の補正が自動で行われます。

【建築工事の場合】

財務局工事積算標準単価表に設定されている市場単価は、週休2日対応の単価データを適用することで経費の補正が行われます。

また、設定されていない市場単価は、補正率を乗じて設定する必要があります。

Q4-3 設備工事において、機械賃料とは何でしょうか。

A4-3 機械賃料とは、機械経費の賃料を指します。

Q4-4 設備工事において、追加工事に該当した場合、週休2日の対象になりますか。

A4-4 追加工事も、原則、週休2日の対象となります。

Q4-5 見積りを取る場合にどのようにすればよいですか。週休2日の経費の補正がかかれたものを取得する必要がありますか。

A4-5

【土木工事、設備工事】

見積りは補正の対象です。積算時に補正を行うため、経費の補正がかかった見積りを取得する必要はありません。

【建築工事】

見積りは補正の対象外です。ただし、見積条件には「労務費補正を行う週休2日確保工事である」と明記してください。

Q4-6 建築工事において、実施結果が4週6休以上4週8休未満の場合は補正するのでしょうか。

A4-6 補正しません。

Q4-7 月単位の週休2日を達成できなかった月があった場合、通期単位の週休2日の補正率に変更するのは、どのタイミングでしょうか。

A4-7 工事完了日確定後に提出する現場閉所報告書にて、月単位の週休2日が未達成であることを確認したら、最終設計変更時に通期の週休2日の補正率に変更してください。

Q4-8 技術者単価は週休2日補正の対象でしょうか。

A4-8 技術者単価は補正の対象外です。

5. 業務の流れ

Q5-1 休日に現場での作業はないが、現場事務所で事務作業のみを行う場合は現場閉所日となりますか。

A5-1 現場閉所とはなりません。現場閉所とは、現場（現場事務所も含む）が完全に閉所されていることをいいます。

このため、休日に事務作業のみを行う場合でも、監督員は週間工程表やメールによる確認が必要です。

Q5-2 週休2日制の達成見込みがなくなったことにより、週休2日制の取組を途中で中止することは可能ですか。

A5-2 週休2日制確保工事の実施を途中で中止することは想定していません。工期未まで取組を継続し、現場閉所報告書を提出してください。

ただし、要領2にあるように、現場着手日前までに別添1の資料を提出した場合は、週休2日制の取組を中止することが可能です。

Q5-3 現場着手日前に週休2日制を辞退した場合、補正率はどうするのか。その際、補正率を変更する場合の設計変更はどのタイミングで実施するのでしょうか。

A5-3 補正している全ての項目の補正率を「補正なし」（1.00）に変更します。変更は、最初の設計変更のタイミングで実施してください。

Q5-4 令和5年3月31日以前に起工した工事について、現場閉所届の提出を週間工程表やメールでの報告に代えることは可能ですか。

A5-4 令和5年4月1日付の要領の一部改定で現場閉所届は廃止しました。
令和5年3月31日以前に起工した工事についても、監督員との協議により、現場閉所届の提出を週間工程表やメールでの報告に代えることが可能です。

Q5-5 交替制工事の際に提出する休日確保状況報告書について、工期が長く、工事に関わる作業員が多いため、常勤している全ての出勤状況と休日を証明できる書類の提出が困難な場合、達成率はどのように判断するのでしょうか。

A5-5 交替制工事は対象期間内に工事に関わった施工体制台帳上の元請及び下請技術者全ての平均休日数の割合より補正值が決まるため、上記全ての作業員の休日確保状況が確認できない場合は「4週8休未満」として判断します。

Q5-6 現場閉所工事として起工した工事を契約後交替制工事に変更できますか。

A5-6 変更できません。現場閉所工事として発注した案件は、土日を現場閉所することを前提に工期を設定しています。受注者の責によらない理由での工事中止や、現場条件の変更で増工等があった場合等は、増工分等について、工期変更を適切に行ってください。

Q5-7 工事の着手日又は工期末が月の途中となる場合、その月の月単位の休日日数はどのように考えればよいでしょうか。

A5-7 工事の着手月及び工期末月の休日日数の考え方は、以下の通りとなります。

(1) 工事着手月

・A2-6に記載の着手日からその月末までの期間の日数に対して、現場閉所率(休日率)28.5%以上の休日確保してください。

例：着手日から月末までの期間が20日の場合

$20 \text{日} \times 0.285 = 5.7 \text{日}$ (切り上げ)

→休日が6日必要

(2) 工事工期末月

・1日から工期末までの期間の日数に対して、現場閉所率(休日率)28.5%以上の休日確保してください。

例：1日から工期末までの期間が14日の場合

$14 \text{日} \times 0.285 = 3.99 \text{日}$ (切り上げ)

→休日が4日必要

ただし、工事の着手月及び工期末月において、期間が短く土日祝を含まない場合は、その月の月単位の週休2日の達成は不要となります。